

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県稲敷市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 必要に応じて、公金受取口座情報を活用した還付を行う。
③システムの名称	個人住民税システム(標準化前)、個人住民税システム(標準化後)、宛名管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、収納管理システム、口座管理システム、バックアップシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税賦課情報ファイル 2. 1月1日世帯情報ファイル 3. 年金特別徴収情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表24の項、番号法第9条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・税務課 電話029-892-2000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 税務課 電話029-892-2000
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(第1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 10. 15. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 117. 120項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第1. 2. 3. 4. 6. 7. 8. 10. 12. 13. 19. 20. 21. 22. 23. 25. 28. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 43. 44. 45. 47. 49. 50. 51. 53. 54. 55. 58. 59条)	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第20条) 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 85の2. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 119項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第1. 2. 3. 4. 6. 7. 8. 10. 12. 13. 16. 19. 20. 21. 22. 22の3. 22の4. 23. 24. 24の2. 24の3. 25. 26の3. 28. 31. 31の2. 31の3. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 43. 43の3. 43の4. 44. 44の2. 45. 47. 49. 49の2. 50. 51. 53. 54. 55. 58. 59. 59の2. 59の3条)	事後	
令和1年6月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 栢葉 勝義	税務課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課・税務課 電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 税務課 電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年9月8日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和5年3月30日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	・必要に応じて、公金受取口座情報を活用した運付を行う。	事前	
令和5年3月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第20条) 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 85の2. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 119項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第1. 2. 3. 4. 6. 7. 8. 10. 12. 13. 16. 19. 20. 21. 22. 22の3. 22の4. 23. 24. 24の2. 24の3. 25. 26の3. 28. 31. 31の2. 31の3. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 43. 43の3. 43の4. 44. 44の2. 45. 47. 49. 49の2. 50. 51. 53. 54. 55. 58. 59. 59の2. 59の3条)	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第20条) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 85の2. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 119項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第1. 2. 3. 4. 6. 7. 8. 10. 12. 13. 16. 19. 20. 21. 22. 22の3. 22の4. 23. 24. 24の2. 24の3. 25. 26の3. 28. 31. 31の2. 31の3. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 43. 43の3. 43の4. 44. 44の2. 45. 47. 49. 49の2. 50. 51. 53. 54. 55. 58. 59. 59の2. 59の3条)	事前	
令和5年3月30日	II 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月30日	II 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和7年1月14日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	個人住民税システム、宛名管理システム、申告受付システム、eLTAシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、収納管理システム、口座管理システム、バックアップシステム、中間サーバー	個人住民税システム(標準化前)、個人住民税システム(標準化後)、宛名管理システム、申告受付システム、eLTAシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、収納管理システム、口座管理システム、バックアップシステム、中間サーバー	事後	
令和7年1月14日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 16の項、番号法第9条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務等を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表24の項、番号法第9条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務等を定める命令第16条	事後	
令和7年1月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第20条) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 23. 26. 27. 28. 29. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 85の2. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 119項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令 (第1. 2. 3. 4. 6. 7. 8. 10. 12. 13. 16. 19. 20. 21. 22. 22の3. 22の4. 23. 24. 24の2. 24の3. 25. 26の3. 28. 31. 31の2. 31の3. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 43. 43の3. 43の4. 44. 44の2. 45. 47. 49. 49の2. 50. 51. 53. 54. 55. 58. 59. 59の2. 59の3条)	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1. 2. 3. 4. 5. 7. 11. 13. 15. 20. 28. 37. 39. 42. 48. 49. 53. 57. 58. 59. 63. 65. 66. 69. 73. 75. 76. 81. 83. 84. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 95. 98. 106. 108. 115. 124. 125. 129. 130. 132. 137. 138. 140. 141. 142. 144. 147. 151. 152. 155. 156. 158. 160. 161. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173の項)	事後	